

鳥取県告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月23日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社クラム	株式会社クラム福祉事業部	境港市米川町286	平成22年3月9日	福祉用具貸与
理想教本部教会	コスモ指定通所介護事業所	米子市角盤町四丁目25	平成22年3月12日	通所介護